

## 市設建築物マネジメント推進連絡会設置要綱

制 定 平成 28 年 5 月 18 日

最近改正 令和 7 年 4 月 1 日

### (設置)

第1条 大阪市公共施設マネジメント基本方針（以下「基本方針」という。）に基づく市設建築物の総合的かつ計画的な維持管理等を、市設建築物を所管する各所属において、資産流動化プロジェクト施設チームと連携しながら推進するため、市設建築物マネジメント推進連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

### (構成)

第2条 連絡会は、別表1に掲げる職にある者（施設の統括的な責任者。以下「統括的責任者」という。）で構成する。

- 2 連絡会には、会務を円滑に遂行するために幹事会を設置する。当該幹事会は別表2に掲げる職にある者（以下「幹事」という。）で構成する。
- 3 連絡会には、基本方針に基づく個別専門の取り組みの推進に係る連絡調整のため、特定の幹事又は必要な関係者による専門会議を設けることができる。
- 4 連絡会は、必要に応じて、統括的責任者又は幹事以外の者に連絡会への参加を要請することができる。

### (所掌事務)

第3条 連絡会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 基本方針の推進に係る連絡調整に関すること
- (2) 市設建築物の維持管理等に係る情報交換に関すること
- (3) 市設建築物の維持管理等に係る実施状況報告・公表に関すること
- (4) その他、基本方針の推進にあたり必要な事項に関すること

### (事務局)

第4条 連絡会の事務局は、資産流動化プロジェクト施設チーム（担当 都市整備局）に置く。

### (その他)

第5条 その他必要な事項については、連絡会の議を経て別途定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 5 月 18 日から施行する。
- 2 大阪市公共建築物保全連絡会設置要綱（平成 17 年 8 月 24 日制定）及び市設建築物特定天井脱落対策検討連絡会設置要綱（平成 26 年 3 月 10 日制定）は、廃止する。

附 則（平 29. 4. 1）

この改正要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 30. 4. 1）

この改正要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 31. 4. 1）

この改正要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令 2. 4. 1）

この改正要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令 3. 4. 1）

この改正要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令 3. 11. 1）

この改正要綱は、令和 3 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（令 4. 4. 1）

この改正要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令 5. 4. 1）

この改正要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令 6. 4. 1）

この改正要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令 7. 4. 1）

この改正要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

所 属	統括的責任者	所 属	統括的責任者
北区役所	副区長	副首都推進局	総務担当部長
都島区役所	副区長	デジタル統括室	戦略担当部長
福島区役所	副区長	総務局	行政部長
此花区役所	副区長	危機管理室	危機管理室長
中央区役所	副区長	経済戦略局	施設整備担当部長
西区役所	副区長	中央卸売市場	企画運営担当部長
港区役所	副区長	市民局	総務部長
大正区役所	副区長	財政局	税務部長
天王寺区役所	副区長	契約管財局	契約部長
浪速区役所	副区長	福祉局	総務部長
西淀川区役所	副区長	健康局	総務部長
淀川区役所	副区長	こども青少年局	企画部長
東淀川区役所	副区長	環境局	改革推進担当部長
東成区役所	副区長	都市整備局	住宅部長
生野区役所	副区長	建設局	企画部長
旭区役所	副区長	大阪港湾局	計画整備部長
城東区役所	副区長	消防局	総務部長
鶴見区役所	副区長	水道局	工務部長
阿倍野区役所	副区長	教育委員会事務局	総務部長
住之江区役所	副区長		
住吉区役所	副区長		
東住吉区役所	副区長		
平野区役所	副区長		
西成区役所	副区長		

別表2

所 属	幹 事	所 属	幹 事
北区役所	総務課長	副首都推進局	総務担当課長
都島区役所	総務課長	デジタル統括室	総務担当課長
福島区役所	企画総務課長	総務局	総務課長
此花区役所	総務課長	危機管理室	危機管理課長
中央区役所	総務課長	経済戦略局	施設整備課長
西区役所	総務課長		設備担当課長
港区役所	総務課長	中央卸売市場	企画課設備・施設担当 課長代理
大正区役所	総務課長	市民局	総務担当課長
天王寺区役所	企画総務課長	財政局	業務調整担当課長
浪速区役所	総務課長	契約管財局	総務担当課長
西淀川区役所	総務課長	福祉局	管財担当課長代理
淀川区役所	総務課長	健康局	経理課長
東淀川区役所	総務課長	こども青少年局	施設管理担当課長代理
東成区役所	総務課長	環境局	施設管理課長
生野区役所	企画総務課長	都市整備局	建設課長
旭区役所	総務課長	建設局	企画部方面調整課長
城東区役所	総務課長		企画部 道路公園設備担当課長
鶴見区役所	総務課長		下水道部下水道課長
阿倍野区役所	総務課長		公園緑化部公園課長
住之江区役所	総務課長	大阪港湾局	工務課長
住吉区役所	総務課長	消防局	施設課長
東住吉区役所	総務課長	水道局	設備課長
平野区役所	総務課長	教育委員会事務局	施設整備課長
西成区役所	総務課長		市立中央図書館 総務担当課長